

第11号議案

府中市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市営住宅の入居資格の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市営住宅条例の一部を改正する条例

府中市営住宅条例（平成9年12月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「ア、イ又はウに掲げる」を「次のアからウまでに掲げる」に、「それぞれア、イ又はウ」を「当該アからウまで」に改め、同号ア中「第4項」を「第3項」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

府中市営住宅条例新旧対照（抜粋）

（ _____ は、改正部分）

新	旧
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 省 略</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3) その者の収入が<u>次のアからウまでに掲げる場合</u>に応じ、<u>当該アからウまでに定める金額を超えないこと。</u></p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として<u>第3項</u>で定める場合 214,000円</p> <p>イ～ウ 省 略</p> <p>(4)～(5) 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1)～(8) 省 略</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 省 略</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3) その者の収入が<u>ア、イ又はウに掲げる場合</u>に応じ、<u>それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。</u></p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として<u>第4項</u>で定める場合 214,000円</p> <p>イ～ウ 省 略</p> <p>(4)～(5) 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1)～(8) 省 略</p> <p>3 <u>市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受</u></p>

新

旧

けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 省 略

4 前3項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について制限を加えることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 省 略

5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について制限を加えることができる。